

看護職員を目指す人は

新潟県看護職員修学資金（新潟県）

1 対象者 次の①、②の要件をいずれも満たす者

- ① 新潟県内に所在する保健師、助産師、看護師、准看護師の学校養成所に在学している者
- ② 卒業後直ちに県内の指定施設で看護業務に従事し、引き続き5年以上継続して従事する意志がある者

2 貸与条件

- ① 貸与月額（平成20年度） （単位：円）

	特別貸与
公立の保健師、助産師、看護師の学校養成所に在学している者	32,000
私立の保健師、助産師、看護師の学校養成所に在学している者	36,000
私立の准看護師の学校養成所に在学している者	21,000

- ② 貸与期間 卒業までの最短修業年限まで

③ 返済

- ・返 還 卒業した月の翌月から開始し、貸与を受けた期間内に月賦又は一括による返還
- ・免除要件 学校養成所を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内の指定施設において看護業務に従事し、引き続き5年以上継続して従事した場合。

3 募集時期及び申込方法

5月上旬までに在学する看護関係の学校養成所へ申し込む。

（希望者が多い場合は、御希望に添い兼ねる場合もありますので御了承ください。）

4 制度に関する照会先

〒950-8570（県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部福祉保健課看護介護人材係

電話 025-285-5511（代表） 内線2628

025-280-5178（直通）